

受付番号	第	号
平成	年	月
	日	
	時	分
		受領

一般質問通告書(議論内容を付加)

令和元年 6月 13 日

安平町議会議長 牧田 弘満 様

安平町議会議員 吉岡 政昭

安平町議会会議規則第60条第2項の規程により、その要旨を次のとおり通知します。

町民参画条令違反を指摘された「義務教育学校建設」は、「白紙」なのか。「仕切り直し」なのか。教育委員会(教育委員)は、ないがしろにされていないか。

(口上)

3番吉岡です。私は、「町民参画条令違反を指摘された義務教育学校建設は、「白紙」なのか。「仕切り直し」なのか。教育委員会(教育委員)は、ないがしろにされていないか。」というタイトルで質問致します。

まず最初に、5月8日の全員協議会の説明に使われた資料の問題点について申し上げます。

資料の冒頭には、大きな文字で「結論」と書いてあって、そこに「義務教育学校の議論は、仕切り直します。」とありました。

しかし、そのタイトルの下に書かれていた説明文は、明らかに「白紙」を意味する内容になっておりました。

すなわち、タイトルと説明文が異なっていたからです。

これが、新聞に「白紙」と報じられた大きな理由であります。

もし、この全員協議会の資料が、大学受験の「小論文の問題」に使われたとしたら、受験生は大いに混乱し困惑しただろうと推測致します。

そこで、お互いに日本語の意味の共通理解を確認する意味で、次の質問を致します。

質問1、まず、「しきりなおし」という日本語の意味と「白紙にする」という意味の違いを説明して下さい。

「しきりなおし」とは、どういう意味ですか？

「白紙にする」とは、どういう意味ですか？

次に行きます。

(質問2の口上)、

それでは、全員協議会の資料にある「義務教育学校の議論は、仕切り直します。」というタイトルの下に書かれた説明文には、次のように書かれています。

「一番の課題は、義務教育学校にするかではなく、早来中学校再建です」とあります。

更にこう書いてあります。

「中学校だけを建てるのか、老朽化する小学校も合わせて建てるのかです」と二者択一の考えを述べました。

そして「方向性」と言う「見出し」では、「校舎一体型の小中一貫校を視野に議論する」と書いています。

つまり議論の方向は、「**校舎一体型の小中一貫校**」の建設でと絞っており、「義務教育学校」の建設は、完全に除外されています。あくまでも、「**校舎一体型の小中一貫校**」で止めてあります。

質問 2、ここまでの説明を読むと「義務教育学校問題は、「仕切り直し」ではなく、白紙にした」ということになりませんか？

質問 3、なぜ、こうした混乱が起こったのか、全員協議会の説明資料の文章上の欠陥は、何だと思うか？

(口上) それは「時間軸が抜けている」と言うことだ。
もし、タイトルの「仕切り直し」と今の「白紙説明」を統一して理解するとすれば、次のようになるがどうか？

「義務教育学校に関する議論は、一旦、白紙にする。
まず、**校舎一体型の小中一貫校**」を建設したそのあとであらためて、義務教育学校に関する議論をする。
つまり、その時点で「仕切り直す」

こういう理解になりませんか？

(質問 4 の口上)

義務教育学校が、「一旦、白紙」ではなく、生殺しで「生き残っている」のか。ゾンビのように「生き返ったのか」質問します。

6月5日(水)に「**合同学校運営協議会**」が開かれた。
6月11日(火)に「**新しい学校を考える会**」が開かれました。
そしてここで、新たに規約が作られ、組織としてステップアップしました。
私が注目したのは、この二つの組織で出した文書ですが、両方とも、「町民参画条例に則り手順を踏みながら進めていく」と書かれていたことです。

(質問 4) そこで伺いたいのは、「町民参画条例に則り手順を踏みながら進めていく」とあるその行き先はどこですか？
「**校舎一体型の小中一貫校だけ**」ですか？それとも「**義務教育学校**」ですか？どちらですか？

(質問 5 の口上)

2つの組織の説明プリントの1ページに「早来中学校の再建に関して」というタイトルがあり、その下にこう書いてある。

「・・・被害を受けた早来中学校(と)・・・老朽化している早来小学校の建て替えと合わせて小学校・中学校一体型の義務教育学校として設置する方向で検討しています」

(質問 5) つまり、この2つの組織は、「義務教育学校」の建設を進めるための組織なのですか？

そして、この2つの組織のプリント④では、「義務教育の議論は仕切り直しです」と書いてありますので、全員協議会での説明資料と全く同じです。

「**学校運営協議会合同会議**」と「**新しい学校を考える会**」で出したプリントの説明の内容は、**全員協議会の説明資料と同様で、矛盾したトンチンカンな文書になっていることを指摘しておきます。**

（「監査結果」に対する質問）

（問6の口上）

次に義務教育学校に対して行なわれた住民監査請求に対する監査委員会の「監査結果」に関して質問する。
住民監査請求の柱は2つあります。

1つは、町民参画推進条例違反です。
2つ目は、早来小中学校建設（義務教育学校）の予算執行停止請求でありました。
予算執行停止については、認められませんでした。違法性の指摘に関してはほぼ認め、町理事者・議員に対して条例違反を指摘した。

なお、町監査においては、町長、副町長、教育長、次長が、監査委員から事情聴取を受けていることが、記録されていますが、甚だ遺憾に思うのは、その時の町理事側の説明です。

「監査結果報告」によれば、町理事者は次のように言ったことになっている。

「新聞報道では、義務教育学校として進める方針と書かれているが、決定事項ではない」と答えております。

質問6 - ①町側がこのように答えたのは間違いありませんね。
②新聞報道は、フェイクニュースだったと言うのか？

（質問7の口上）

「義務教育学校は、決定事項ではない」と言う町側の発言は、これまでの「議会答弁」と「住民説明会等」での説明をを否定するものです。

まず議会答弁ですが・・・

去年の12月議会で教育次長は「義務教育学校につきましては、**平成34年4月の開校**を考えております。」と発言し、また、同じ12月議会で小笠原議員から、行政報告の中の「**新たな学校**」の意味を「**義務教育学校を新設する**」と言うことでいいかと聞かれ「はい、その通りでございます」と答弁している。

質問7、こうした議会答弁は、「決定事項」でなければ言えない言葉ではないか。

（質問8の口上）

次に・・・「住民説明会」の件ですが・・・

新聞報道された「今年1月10日の2回の住民説明会」での内容は、前日行なわれた同じ説明者による「議員向けの説明内容」と全く同じものでした。

ですから、この件に関して「監査結果報告」では、町側が実施した説明会について「義務教育学校のコンセプトを一方的に説明し、その他の選択肢について説明がない」と断じています。

この指摘は私と同じ認識である。

私は、1月9日の議員説明会の時、ほかの選択肢も示して説明会を行なうよう要請しましたが、終始一貫、義務教育学校だけの説明会でした。

質問8 そこで質問しますが、説明会では、なぜ、「早来地区だけの

義務教育学校」以外の選択肢を提示しなかったのか？

質問 9、住民監査請求において、条令違反の指摘を受けた件に関して町に手続き上、重大な瑕疵があったと認めるか？
合わせて所見を伺いたい。(一言でいいです。)

「ないがしろ問題」

質問 10、私は、安平町の教育委員会は、町当局者に「ないがしろにされていた」との認識を持っているが、まず、「ないがしろ」という日本語の理解、解釈が同じかどうか、確認したい。どのように意味と認識しているか、確認したい。

質問 11、町長、教育長、次長は、教育委員会や教育委員をないがしろにしてきたという認識はあるか？ 代表して教育長に伺いたい。

質問 12、具体的事例に則して聞きたい。

例えば、

①今年5月8日の全員協議会で示された「仕切り直す」や「校舎一体型の小中一貫校を視野に議論する」等々の方針変更は、いつ、どの機関・組織で決定したのか。

(4月の教育委員会では、こうした協議も議決はなされていません。また、5月の教育委員会では、この内容が報告だけされていますが審議されてきません。

また、監査請求のあったあとの4月、5月の庁内会議でも議事録にも一切記録がありません。)

② 去年の12月議会で教育次長は「義務教育学校につきましては、平成34年4月の開校を考えております。」
また、同じ議会で小笠原議員から「行政報告の中での「新たな学校」の意味を「義務教育学校を新設する」とすることによっていいか」と聞かれ「はい、その通りでございます」と答弁している。

この「義務教育学校の新設」や「平成34年4月の開校」は、どこで議論され、いつ議決されたのですか？

③「保護者説明会」「保護者・住民説明会」の開催が、1月10日に行なわれ、そこで、4カ年計画の「建設計画」のプリントの町民配布がされました。
この「建設の4か年計画」と「プリントの町民配布」は、いつ、どこの機関で決まったのか？

※ このプリントでは、「プリントの問い合わせ先が、「学校教育グループ」」になっているが、ここで企画し決定したのか。

質問 13、上記の3つは、それぞれ、どこで審議され決定されるべきだったと考えるか？ その法律的根拠は何ですか？

質問 14、審議し、決定すべき教育委員会では議題にもされず、事が、どんどん進められて来ているのは、「教育委員会をないがしろにしてきた」と言われても仕方がないのではないか。

●総合教育会議 H30年度1回(12/26)

基本計画・基本設計・実施設計について

(質問 14の口上)

ことしの3月議会で、「早来小中学校建設費」との名目で学校施設整備経費 89,905 千円の予算化がされました。

その内訳として①基本計画 ②基本設計 ③実施設計の各委託料が建設の決定のないまま、一度に予算計上され議決された。

質問 14、①基本計画 ②基本設計 ③実施設計の各委託料が、単独で一度に決定されるのは、一般的に言って、おかしくはないか。
このような、前例があるか？

(質問 15の口上)

その「問題点」を「追分中学校」や「道の駅建設」と比べ
検証したい。？

、追分中学校の建設の経過の要点だけ説明します。

- ①議会へ請願の提出 (H19・3・8)
- ②本会議にて総務常任委員会へ付託を議決 (H19・3・8)
- ③総務常任委員会へ付託 (H19・3・16)
- ④総務常任委員会、全員一致で採択。(H19・5・11)
- ⑤総務常任委員会から本会議に請願審査報告書 (H19・5・14)
- ⑥ **H19年の6月定例会で採択。(H19・6・20)**
- ⑦議長から町長と教育委員会へ採択した請願書の送付
(H19・6・21)

質問 12-2、**追分中学校建設時の** ①基本計画 ②基本設計 ③実施設計の委託料はいつ決められたか。

- ①基本計画の委託料はいつ決められたか？ ()
- ②基本設計の委託料はいつ決められたか？ (H21・補正予算)
- ③実施設計の委託料はいつ決められたか？ (H22・3月議会)

質問 13、「道の駅」建設時の①基本計画 ②基本設計 ③実施設計の委託料はいつ決められたか。

(口上)

- ①基本計画の委託料はいつ決められたか？ (H24・9月議会)
- ② **基本計画が完成。** (H25年1月)

★ (注目すべきは)

「平成25年度に入り、庁舎内のプロジェクトチームを作り「基本計画」の内容の検証をし、方向性を変更した。」

- ③基本設計の委託料はいつ決められたか？ (H26・6月議会)
- ④ **基本設計の完成** (平成27年2月)
- ⑤実施設計の委託料はいつ決められたか？ (H27・3月議会)
- ⑥ **実施設計の完成** (H28・5・26 臨時議会)・行政報告。
- ⑦建設費の承認 (H29・3 定例会)

質問 14、以上の例を踏まえて、改めて同じ質問を致します。

「早来小中学校建設費」との名目で学校施設整備経費 89,905 千円が ①基本計画 ②基本設計 ③実施設計の各委託料が、建設の議決のないまま、一度に予算計上された。

本来、別々に議会提案があり検討されるものではないのか
おかしいとは思わないか？

以下の質問は、時間の関係でおこなわれなかった。

質問 15、ついでに、お聞きします。

平成30年度の12月議会の行政報告(12/18)で、町長は、次のようにのべています。

「H31年度には基本設計・実施設計を作成し平成32年度から建設を開始し平成33年度2学期から使用できる予定になっている」

この説明の中には、「基本計画」が漏れていますね。

そして、H31年度には基本設計・実施設計を作成し平成32年度から建設を開始」などと言っている。

(道の駅の時系列・資料)・・・別紙の通り

いずれ行なわれる工事の契約に関して

質問 16、最後に「学校建設に限らず、建設工事に当たっては、「**建設工事請負契約**」の際は、「**瑕疵担保**」責任については、「**品確法**」の責任を明示してもらいたい。

「建設工事請負契約書」における「瑕疵担保」責任について

- ①追分中学校屋内運動場建築主体工事・・・**品確法**の対象にしていた。
(三井住友建設・札幌)
- ②認定こども園の工事・・・ **品確法**の対象にしていない
(森本組・上田建設)
- ③追分中学校校舎建築工事・・・ **品確法**の対象にしていない。
(森本組・八木建設)
- ④早来庁舎増築建設主体工事・・・ **品確法**の対象にしていない
(森本組)・サン技研)

まず、個別の質問に入る前に、いわゆる「義務教育学校」が、あたかも「降って湧いた」かのように、「突然の提起」であったことを申し上げなければなりません。

まず、第一報は。去年の**12月28日**、夜7時27分に議会事務局からFAXが入りました。

内容は①「早来中学校の校舎建設に関する説明」を**1月9日**に行なうこと。

⑤資料は、教育委員会で作成し、議員には添付する。

⑥1月4日に町のホームページで公表する。

⑦早来地区には、公報配布時に各戸配布する。 (1/7)

⑤「取扱注意願います。」とある。なぜだ??

件名 安平町役場組織（行政組織）の意志決定の方式に関して問う。

質問 1, 安平町の役場組織（行政組織）の意志決定の方式に関して問う。

- ①稟議制（ボトムアップ型）
- ②トップダウン方式
- ③会議方式・・庁内会議・教育委員会・主管課長中心の政策調整会議・組織横断的なプロジェクトチーム

「町民の意見集約」と「基本計画」は違う。

安平町の場合は、どの方式に属すると思うか？

★義務教育学校関連の会議対応）

**★監査請求があった。3月28日。
監査結果が棄却。 5月 7日**

- 庁内会議の議事録（去年の11月と12月）
（今年の3月と4月）
- 教育委員会議事録・議案（去年の12月から今年4月）

議員・教職員・PTA・コミスク委員に説明会（1月9日）
保護者・住民向け説明会（1月10日）

。